インターネット接続サービス契約約款

第 1 章 総則

第 1 条(約款の適用)

株式会社 CRCC メディア(以下「当社」といいます)は、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号、以下「事業法」といいます)及びその他の法令に従うとともに、当社が定める業務区域内において、インターネット接続サービス契約約款(以下「本約款」といいます)により、インターネット接続サービス(以下「本サービス」といいます)を提供するものとします。

2. ネット光は、当社が NTT 西日本株式会社(以下「NTT 西日本」といいます)から FTTH サービスの卸役務提供を受け、当社が申込者に対し、インターネット接続サービスとして提供するものであり、NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款の規定が適用されます。

第 2 条(約款の変更)

当社は、インターネット接続サービスの加入契約(以下「契約」といいます)を締結している方(以下「加入者」といいます)の承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。その場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 本約款を変更する場合は、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により通知します。

第 3 条(用語の定義)

本約款では、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
世帯	同一の住協で起居し、生計を同じくする者の集団
集合共同引込	引込線 1 回線から 2 世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
集合住宅契約	当社と建物代表者との基本契約
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人又は法人
加入者	当社と契約を締結している個人又は法人
電気通信	有線、無線、その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
本施設	本サービスを提供するための加入者施設並びに当社施設とその他施設
インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス

インターネット接続サービス取扱所	(1) インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
加入者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が、他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます)又は同一の建物内であるもの
受信者端子	本施設の端子であって、端末設備に接するもの
タップオフ	本施設の線路に送られた電磁波を分岐する機器であって、受信者端子にもっとも近接するもの
引込端子	タップオフの端子であって、引込線を接続するためのもの(タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む)
保安器	加入者宅内への落雷及び直流の侵入を防止するため、当社と加入者との施設の分界点に設置されるもの
引込線	電気通信回線設備のうち、タップオフから保安器までの間を接続する同軸ケーブル
当社施設	本施設のうち、放送センターから保安器の出力端子までの施設
加入者施設	本施設のうち、保安器の出力端子までの施設
専用モデム	当社の電気通信回線の終端に位置し、端末設備との間で電気信号の変換機能を有する電気通信設備
端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
自営端末設備	加入者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者(事業法第 9 条の登録を受けた者をいいます)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
回線相互接続	事業法第 32 条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信回線を相互に接続すること
相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
技術基準	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)で定める技術基準
料金等	本サービスの利用料金及び加入金や工事費用、事務手数料
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
ドメイン名	当社が所定の管理機関や指定事業者などより割り当てられたインターネット上の所在を示す識別子名
インターネットアドレス	インターネットプロトコルとして定められているアドレス
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税等の額
前払い	本サービスを利用する月の前月に月額利用料金をお支払いいただくこと
後払い	本サービスを利用する月の翌月に月額利用料金をお支払いいただくこと
3 年長期加入者	特定のサービスにおいて、契約時に 3 年長期契約の申し出があった加入者

第 4 条(サービス品目)

本サービスの提供する品目は、次のとおりとします。

サービス品目
インターネットコース 　ネット光、ネット 320、ネット 50、ネット 10、(ネット 512K) 　※ネット 512K は新規受付を終了しました。 STB2 コース 　ネット 100、ネット 30 ビジネスコース（法人向け） 　ネット 160 固定 IP アドレス

2. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社は加入者に対し、当社の定める方法により通知します。

第 5 条(オプションサービス種目)

サービス種目
メールアドレスの追加、ホームページ容量追加、ひかり電話、Wi-Fi ルーター_光回線用、Wi-Fi ルーター_ケーブルインターネット用

2. 当社は、サービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社は加入者に対し、当社の定める方法により通知します。

第 2 章 契約

第 6 条(契約の単位と有効期間)

当社は、加入者回線 1 回線ごとに 1 の契約を締結します。この場合、加入者は 1 の契約につき 1 人に限ります。

2. 契約の有効期間は、契約成立日から 1 年間とします。ただし、契約期間満了の 10 日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書類により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1 年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第 7 条(最低利用期間及び違約金)

(1) 契約には、12 ヶ月間の最低利用期間があります。

(2) 最低利用期間中は、他のサービス品目への変更はできません。

(3) 加入者は、サービス提供を開始した日の属する翌月を 1 と起算して 12 ヶ月の加入契約期間内に解約若しくは、契約の解除があった場合には、当社が定める期間までに別表のサービスの利用料金に相当する額に、最低利用期間の残余の期間を乗じて得た額を支払うものとします。

(4) 休止により、サービス提供の停止があった場合は、最低利用期間は延長されます。

(5) 2022 年 7 月以降に加入された方が最低利用期間内に解約された場合は、1 か月分の月額利用料と同額を違約金として支払うものとします。

第 8 条(加入者回線の終端)

当社は、加入者が指定した場所内の建物又は工作物において、 端末接続装置を設置し、これを加入者回線の終端とします。

2. 当社は、前項の設置場所を定めるときは、加入者と協議します。

第 9 条(契約申込みの方法)

申込者は、本約款を承認の上、次に掲げる事項について記載し、当社所定の加入申込書を、インターネット接続サービス取扱所に提出するものとします。

(1) 申込者の住所、氏名又は所在地、商号、代表者

(2) 利用を希望するサービス品目及びオプションサービス種目

(3) その他必要な事項

2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3. 申込者である個人が満 75 歳以上の場合は、75 歳未満の家族又は、家族に準ずる者の同意を必要とします。
4. 申込者である個人が生年被後見人及び被保佐人の同意を必要とします。

第 10 条(契約申込みの承諾)

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの契約申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合

(2) 申込み内容に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違･記入漏れをいいます)の記載があった場合

(3) サービスの提供が著しく困難である場合

(4) その他、契約締結が不適当である場合

2. 前項の規定により、当社が本サービスの契約申込みを承諾しなかった場合は、当社は申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第 11 条(契約の成立と利用開始日)

契約は、本サービスの契約申込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 専用モデムが設置された日の翌日を、本サービスの利用開始日と定めます。

第 12 条(契約申込みの撤回)

申込者は、契約申込みから起算して 8 日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回又は当該契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による契約の申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
3. 第 1 項の規定により契約の申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った加入金･工事費･利用料等の還付を請求することができます。ただし、あらかじめ契約申込みの撤回をする意思をもって契約の申込みを行った場合等、契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
4. 前項の規定にかかわらず、契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、又は完了済みの場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第 3 章 契約事項の変更

第 13 条(加入申込書記載事項の変更)

加入者は、加入申込書記載の利用サービス内容の追加や変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。

2. 加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
3. 当社は、第 10 条(契約申込みの承諾)の規定に準じ、第 1 項及び第 2 項の請求及び通知を承諾しない場合があります。この場合当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
4. 原則として、第 1 項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を当該契約変更日とし、第 2 項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を当該契約変更日とします。
5. 当社が特に認める場合に限り、加入者は第 1 項及び第 2 項に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求及び通知ができるものとします。

第 14 条(名義変更)

加入者は、契約の契約名義を変更することはできません。ただし、相続等当社が特に認める場合に限り、加入者は契約を承継する申込者への契約名義変更の申込みをすることができます。

2. 前項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約名義変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。
3. 契約を承継する申込者は、第 24 条(加入者の支払い義務)に規定される支払いの義務に関しても合わせて承継するものとします。

第 15 条(権利譲渡等の禁止)

加入者は、第 14 条(名義変更)による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ又は貸与することはできません。

第 16 条(設置場所の変更)

加入者は、専用モデム、加入者施設及び当社施設のうちの引込線施設について、設置場所の変更を請求することができるものとします。この場合加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。

2. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
   (1) 当社が定める業務区域以外への変更の場合
   (2) 加入者の属する世帯が所有するものではない建物、敷地、住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合
   (3) 当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合
3. 加入者は、本施設、専用モデムの設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。ただし、当社が定める集合共同引込の建物の場合はこの限りではありません。

第 4 章 本サービス提供の停止等

第 17 条(加入者が行う本サービス提供の一時停止)

加入者は、本サービスの提供の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該一時停止希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。又、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に、当社所定の書類に必要事項を記入して当社に提出するものとします。申し出た期間若しくは第 4 項に定める最長期間が満了した場合は、速やかに本サービスの提供の一時停止は終了して本サービスの提供が再開されるものとします。なお、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供が再開された後 1 年以内に再度一時停止を申し出ることはできないものとします。

2. 当社は、第 24 条(加入者の支払い義務)の規定にかかわらず、一時停止をしている加入者に対し、停止した日に属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月及び再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算は行わないものとします。
3. 一時停止を行う場合は専用モデムを撤去します。その際の加入権利の保管手数料(別表)及び一時停止後、再開に要する費用は加入者が負担するものとします。
4. 第 1 項の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長 1 年とします。

第 18 条(当社が行う本サービス提供の制限)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。

(1) 天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部又は全部を接続することができなくなった場合
(2) 加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行った場合
(3) 加入者に送信される電子メールの送信元(ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等)が、虚偽又は実在しないと当社がその時点で判断した場合
(4) 加入者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であった場合

2. 当社は、前項第 1 号又は第 2 号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由及び制限期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社が第 1 項第 3 号又は第 4 号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく、電子メールの受信を拒否又は配信を遅延させることがあります。

第 19 条(当社が行う本サービス提供の停止)

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

(1) 第 24 条(加入者の支払い義務)に規定する本サービスの料金等の支払いを怠った場合、及び当社に対するその他の債務の履行を怠り、又は怠るおそれがある場合
(2) 加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
(3) 第 18 条(当社が行う本サービス提供の制限)第 1 項第 2 号の規定により当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
(4) 第 33 条(当社による維持管理)第 1 項、第 47 条(機密保持)第 1 項、第 51 条(禁止事項)、第

50 条(加入者の義務)、第 52 条(コンテンツ)第 2 項、及び第 53 条(著作権)の規定に違反した場合

(5) 第 48 条(情報の削除等)第 1 項第 1 号ないし第 3 号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合

(6) その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合

2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由及び停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 20 条(当社が行う本サービス提供の休止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を休止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむをえない場合

(2) 当社の電気通信設備に障害が発生した場合

(3) 他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合

(4) 第 18 条(当社が行う本サービス提供の制限)第 1 項第 1 号の規定により当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合

(5) その他の事由により、サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に加入者に対し、その理由、実施期日及び実施期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 5 章 契約の解除

第 21 条(加入者が行う契約の解約)

本サービスの加入者は、最低利用期間満了後、毎月末日付にて、契約を解約することができます。この場合、当該加入者は当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。
3. 解約手数料は別表に定める手数料とします。
4. 第 1 項による契約解約の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、加入者が所有若しくは占有する土地、建物、その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第 22 条(当社が行う契約の解除)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができるものとします。

(1) 第 19 条(当社が行う本サービス提供の停止)第 1 項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合

(2) 電力･電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当

社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合

(3) 加入者が本サービスを利用している集合共同引込の建物において、集合住宅契約が解約された場合

2. 当社は加入者が第 19 条(当社が行う本サービス提供の停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、 前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、第 1 項及び第 2 項の規定により、契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 当社は、第 1 項及び第 2 項の規定により、契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。
5. 福岡県及び佐賀県暴力団排除条例に基づき、申込者について、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したときには、当社は、通知催告なしに、契約を解除することができるものとします。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成 3 年法律第 77 号〕第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6. 第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定により契約が解除されたときは、契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。
7. 解約手数料は別表に定める手数料とします。

第 6 章 料金等

第 23 条(料金等)

料金等は、別表に定まるとおりとします。

2. 当社は、別表に定める利用料金を改定することがあります。この場合、当社は改定の 1 か月前までに、当社の定める方法により当該サービスを利用している加入者にその旨を通知します。
3. 当社は別表に定める加入金･工事費などの初期費用を当社が定める方法により、分割払いできるものとします。
4. 全ての料金等には消費税が別途加算されます。消費税は消費税率が改定された場合は改定後の税率を適用します。

第 24 条(加入者の支払い義務)

加入者は、その契約内容に応じ、第 23 条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第 13 条(加入申込書記載事項の変更)の規定により加入者の契約内容が変更されたときは、加入者は変更後の契約内容に応じ、第 23 条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 料金等のうち、サービス品目の利用料金の支払い義務は、第 11 条(契約の成立と利用開始日)第 2 項に規定する利用開始日に発生するものとします。
3. 料金等のうち、サービス種目の利用料金の支払い義務は、第 41 条(オプションサービス利用の申込み)第 4 項に規定する当該オプションサービスの利用開始日に発生するものとします。
4. 料金等のうち、別表で規定する加入金･工事費用は当社が指定する期日までに、加入者は当社所定の方法で支払うものとします。
5. 第 18 条(当社が行う本サービス提供の制限)の規定により、本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
6. 第 19 条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
7. 第 20 条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じ、且つ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続 10 日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。
8. 第 23 条(料金等)第 3 項の規定により､加入金･工事費などの初期費用を分割払いしている場合で、解約日までに未払いがある場合は、解約日までに残金を一括して当社に支払うものとします。

第 25 条(料金等の請求時期及び支払期日等)

当社は契約成立後、料金等を、支払期限を定めて加入者に請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により、当該料金等を支払うものとします。
3. 加入者は第 1 項の料金等について、当社の承諾を得た上で前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。
4. 料金等の金額計算で、1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

第 26 条(契約終了に伴う料金等の精算方法)

第 22 条(当社が行う契約の解除)第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定により、月の途中で契約が解除されたときは、料金等は第 22 条(当社が行う契約の解除)第 6 項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

2. 最低利用期間中に契約が解錠された場合、加入者は第 7 条(最低利用期間及び違約金)に定める料金を当社に支払うものとします。

第 27 条(遅延損害金)

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 7 章 施設

第 28 条(施設の設置及び費用負担)

当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。

2. 加入者は加入者施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
3. 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要した費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事が完了した日より 1 年間とします。
4. 集合共同引込の建物内においては第 2 項の加入者施設を、室内のテレビ端子(テレビアンテナ･アウトレット、直列ユニット)の出力端子以降の施設(配線、受信機等)のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めによるものとします。
5. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設及び加入者施設に工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第 29 条(施設の移設及び費用負担)

当社が第 16 条(設置場所の変更)第 1 項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設、専用モデムを移設します。この場合、加入者は引込端子以降の当社施設及び加入者施設の移設に要する費用を負担するものとします。

2. 移設に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

第 30 条(責任事項)

当社は、当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、第 20 条(当社が行う本サービス提供の休止)第 1 項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

第 31 条(設置場所の無償使用)

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第 32 条(便宜の供与)

加入者は、当社又は当社の指定する業者が本施設の検査、修正等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第 33 条(当社による維持管理)

当社は、当社施設を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持するものとします。

第 34 条(加入者の維持責任)

加入者は、当社の電気通信設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって取扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。

2. 加入者の故意又は過失により当社施設に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。

第 35 条(故障)

本サービスに異常が生じた場合、加入者は加入者の自営端末設備、自営電気通信設備の異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社又は当社の指定する業者は、速やかに当社施設及び加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、加入者の電気通信設備に起因する以上については、この限りではありません。

2. 前項の調査の結果、異常、故障が加入者の責めに帰す事由であった場合、又は当社の電気通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査又は修理に要した費用は加入者が負担するものとします。

第 36 条(修理又は復旧の順位)

当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合に、その一部又は全部を修理又は復旧することができないときは、事業法施行規則第 55 条及び第 56 条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第 37 条(専用モデム)

当社は加入者に専用モデムを貸与します。

2. 加入者が当社より貸与を受ける専用モデムについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者は専用モデムを本来の用法に従って使用するものとし、加入者が故意又は過失により専用モデムを破損又は紛失した場合には、加入者は当社の定める専用モデム本体価格相当分を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は専用モデムの交換を請求できません。
3. 当社より専用モデムの貸与を受ける加入者は、第 21 条(加入者が行う契約の解約)第 2 項、第 22 条(当社が行う契約の解除)第 6 項に定める利用終了日に専用モデムを返還するものとします。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行う専用モデムのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第 8 章 回線相互接続

第 38 条(回線相互接続の請求)

加入者は、加入者回線の終端に接続されている端末設備等を介し、加入者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線との相互接続を請求することができます。この場合、次の各号を記載した当社所定の書面を提供するものとします。

(1) 接続を行う場所

(2) 接続を行う当社以外の電気通信回線に係わる電気通信事業者の氏名又は名称

(3) その他、接続の請求内容を特定するための事項-

2 当社は、前項の請求があった場合、その接続に関し、公衆網と相互接続をするとき、又は本約款に違反するとき、若しくは当社以外の電気通信事業者の承諾を得られないときを除き、その請求を承諾します。

第 39 条(回線相互接続の変更)

加入者は、回線相互接続の変更をしようとするときは、事前に書面により当社に通知するものとします。この場合、当社は第 38 条(回線相互接続の請求)の規定に準じて取り扱います。

第 40 条(回線相互接続の廃止)

加入者は、回線相互接続の廃止をしようとするときは、事前に書面により当社に通知するものとします。

第 9 章 オプションサービス

第 41 条(オプションサービス利用の申込み)

加入者は、第 5 条(オプションサービス種目)に規定するオプションサービスの利用を申込むことができます。この場合加入者は、当社の定める方法により、オプションサービス利用開始希望日の 10 日前までに当社に申込むものとします。ただし、第 9 条(契約申込みの方法)第 1 項の規定により、サービス品目の申込みと同時にオプションサービスを申込む場合は、この限りではありません。

2. 加入者は、サービス品目を申込むことなくオプションサービスのみを申込むことはできません。また、加入者の利用するサービス品目により、特定のオプションサービスを申込むことができない場合があります。なお、申込みの可否については、別表に定めるとおりとします。
3. 当社は、第 10 条(契約申込みの承諾)の規定に準じ、第 1 項の申込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
4. 当社が加入者のオプションサービス利用申込みを承諾した日、及び第 9 条(契約申込みの方法)第 1 項の規定により、サービス品目の申込みと同時にオプションサービスを申込む場合は第 11 条(契約の成立と利用開始日)第 2 項に規定する本サービスの利用開始日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

第 42 条(オプションサービスの解約)

オプションサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて、特定のオプションサービスのみを解約することができます。この場合、当該加入者は解約希望日の 10 日前までに、当社に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

2. 当社が前項の通知を受領した日が属する月の末日を、当該オプションサービスの利用終了日と定めます。
3. 第 21 条(加入者が行う契約の解約)第 1 項の規定により契約が解約された場合、及び第 22 条(当社が行う契約の解除)第 1 項、第 2 項、第 5 項の規定により契約が解約された場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用終了日に、オプションサービスを利用する加入者がオプションサービスを解約したものとして取り扱います。又、この日を当該オプションサービスの利用終

了日と定めます。

第 43 条(オプションサービスの廃止)

当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの利用終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し廃止する 3 か月前までに書面によりその旨を通知します。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

第 44 条(オプションサービスにおける約款の適用)

オプションサービスに関しては、本章の条項を優先的に適用することとし、特に記載のない事項に関しては他の章の条項に準じて取り扱うものとします。

第 10 章 雑則

第 45 条(個人情報)

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

第 46 条(通信の秘密)

当社は、事業法第 4 条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による差押え・捜索・検証)、その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

第 47 条(機密保持)

加入者及び当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による差押え・捜索・検証)、その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、加入者の通信の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第 48 条(情報の削除等)

当社は、加入者による本サービスの利用が第 51 条(禁止事項)第 1 項の各号に該当する場合、当該利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、且つ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 第 51 条(禁止事項)各号に該当する行為をやめるように要求します。

(2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。

(3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。

(4) 事前に通知することなく、加入者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は第三者が閲覧できない状態に置きます。

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第 49 条(本サービスの利用様態の制限)

本サービスの契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名及びインターネットアドレスは、当社が指定するものとします。

2. 加入者は、前項に基づき指定されたもの以外のドメイン名或いは

第 50 条(加入者の義務)

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

(1) 加入者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと

(2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと

第 51 条(禁止事項)

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

(1) 当社から貸与した専用モデムを移動･取外･変更･分解又は改変する行為。ただし、天災、地変、又はその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、若しくは保守の必要があるときを除く

(2) 当社から貸与した専用モデムを転貸、質入れ、譲渡する行為

(3) 当社施設に他の機械又は付加物品等を取付ける行為。ただし、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除く

(4) 本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、又はそのおそれのある行為

(5) 本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、又はしようとする行為

(6) 電子メールアドレス及びパスワードを不正使用する行為

(7) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(8) 当社若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(9) 当社若しくは第三者を不当に差別若しくは誹謗中傷し、当社若しくは第三者への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
(10) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
(11) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
(12) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
(13) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
(14) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
(15) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
(16) 無断で当社若しくは第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上当社若しくは第三者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為
(17) 第三者の設備等又はインターネットサービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
(18) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
(19) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し又は誘引する行為
(20) 死体の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
(21) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為
(22) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクを貼る行為
(23) 公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
(24) 法令に違反し又は違反するおそれのある行為
(25) その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為

第 52 条(コンテンツ)

加入者が、当社サーバ内に開設した加入者のホームページで発信する情報の作成、アップデートは、別途契約による場合を除き、加入者が行うものとし、当社は一切関係しないものとします。

2. 加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはなりません。
3. 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有するものとします。
(1) 加入者のコンテンツを閲覧すること
(2) 加入者のコンテンツが第 51 条(禁止事項)各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの一部又は全部の修正あるいは削除を加入者に要求すること
(3) 加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、加入者のコンテンツの一部又は全部を削除すること

第 53 条(著作権)

当社内の加入者のホームページに作成するコンテンツは、第三者が著作権を有する場合は加入者

が事前に著作権者の承諾を得たものでなければなりません。

2. 加入者は、本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版、その他いかなる方法においても加入者自身の私的使用以外に使用してはなりません。

第 54 条(損害賠償の免責及び特約事項)

当社が、第 18 条(当社が行う本サービス提供の制限)、第 19 条(当社が行う本サービス提供の停止)、第 20 条(当社が行う本サービス提供の休止)、第 55 号(本サービスの廃止)の規定により、本サービスの提供を制限、停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を破った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 電子メールアドレス及びパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が被害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が、第 2 項、第 34 条(加入者の維持責任)第 1 項、第 47 条(機密保持)第 1 項、第 50 条(加入者の義務)、第 51 条(禁止事項)、第 52 条(コンテンツ)第 2 項、及び第 53 条(著作権)について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応な損害賠償の請求を行うことができるものとします。
5. 第 21 条(加入者が行う契約の解約)、第 22 条(当社が行う契約の解除)の規定により契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合はこの限りではありません。
6. 当社は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて一切の責任を持ちません。また、本サービスの契約が終了した際は、当社は速やかに当該加入者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとします。
7. 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第 45 条(個人情報)の規定を順守した上で、加入者の使用する専用モデムと電気信号による通信を行うことができるものとします。
8. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。

第 55 条(本サービスの廃止)

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の 3 か月前までに書面によりその旨を通知します。
3. 当社は、都合により特定のサービス品目を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第 13 条(加入申込書記載事項の変更)第 1 項の規定に基づき、別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、本サービスを廃止する日をもって当該加入者との契約を解除します。
4. 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し、当該サービス品目を廃止する日の 3 か月前までに書面によりその旨を通知します。

第 56 条(関連法令の遵守)

当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第 57 条(国内法への準拠)

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、契約により生じる一切の紛争等については福岡地方裁判所久留米支部を管轄裁判所とします。

第 58 条(定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、及び加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

1. 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
2. 本サービスの加入促進を目的として、別表に定める加入金･工事費･利用料･オプションサービス料を減額する場合があります。
3. この約款は、2026 年 10 月 1 日より施行します。

別表(本表に記載する料金は 10%税込表示です)

1．加入金

項目	金額(税込)
加入金	11,000 円

2. サービス品目と月額利用料

単位：専用モデム 1 台ごと

項目	最大通信速度(bps)		金額(税込)	摘要
	下り	上り		
ネット光_3 年	1 G	1 G	6,050 円	Wi-Fi ルーター1 台無料レンタル付
ネット光_1 年	1 G	1 G	7,700 円	
ネット 320_3 年	320M	10M	5,500 円	Wi-Fi ルーター1 台無料レンタル付
ネット 320_1 年	320M	10M	7,150 円	
ネット 50_3 年	50M	10M	4,950 円	Wi-Fi ルーター1 台無料レンタル付
ネット 50_1 年	50M	10M	6,050 円	
ネット 10_3 年	10M	5M	4,180 円	ライフサポート付
ネット 10_1 年	10M	5M	4,950 円	ライフサポート付
ネット 512K	512K	512K	2,145 円	※新規受付終了
STB2　100M	100M	10M	BS 又は CS との	
STB2　30M	30M	5M	セット料金	
ビジネスコース			別途見積	
固定 IP アドレス			別途見積	

■基本サービス内容一覧

サービス	項目	内容
メール	アドレス数	最大 6 個(連絡用アドレス 1 個＋アドレス 5 個) ※連絡用アドレスは変更できません。
	メールボックス 容量	15GB(1 アカウントにつき)
	メール保存期間	365 日間
	1 回あたりのメール送信容量	25MB
	その他のメールサービス	Web メール／えらべ~るメール／メール転送サービス
	メールセキュリティ対策	メールウイルススキャンサービス
	迷惑メール対策	迷惑メール撃退サービス
ホーム ページ	アカウント数	1 個
	ホームページ容量	10MB(最大 60MB)

3. オプションサービス種目と月額利用料

項目	金額(税込)	摘要
ホームページ容量追加	660 円	ホームページの標準容量を追加するサービス(50MB 追加)
ひかり電話	550 円	ネット光契約の方のみ
Wi-Fi ルーター_ケーブルインターネット用	605 円／個	

4. 工事費･損害金等

項目	金額(税込)	摘要
新設工事費	52,800 円	
新設工事費_セット	66,000 円	ケーブルテレビとの同時契約の場合
追加工事費	36,000 円	
既存設備利用工事費	13,200 円	
その他の工事費	実費	
点検･補修費	実費	
損害金	27,500 円	ケーブルモデム本体 1 台毎

5. 諸手数料

項目	金額(税込)	摘要
新設手数料	3,300 円	
設置場所移転手数料	3,300 円	
名義変更手数料	3,300 円	
全解約手数料	5,500 円	戸建、未対応マンションの場合
全解約手数料	3,300 円	対応マンションの場合
解約手数料_ネット光	11,000 円	
一部解約手数料	3,300 円	
延滞手数料	330 円／月	支払日の属する月の翌月から 1 ヶ月毎に支払額に加算